



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## ～プロバイダー契約の落とし穴～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)  
TEL 0796・36・1941 (直通)  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

A社とプロバイダー（インターネット接続）契約を結んでいたが、ある日B社の代理店が自宅に来て「料金はそのまま、現在利用中のA社より通信速度が速くなる。手続きはネット上でするだけ」と勧誘され、B社と契約した。

最近になり、A・B両社から利用料が請求されていることに気付いた。通信速度は以前と変わらないので、B社に解約を申し入れたが「契約日から2年以内の解約には違約金が必要」と言われた。契約時に違約金が発生するとは聞いていない。

違約金なしで解約できないか。

### 【ひとことアドバイス】

- ◇相談者は、B社と契約すればA社の手続きは自動的に解約できると思い込み、契約が重複していました。契約を変更する時は、自ら両社の手続きをする必要があります。
- ◇複雑な契約内容にもかかわらず、特典だけが強調されたり、後になって契約時に説明のなかった利用料や解約時に違約金が必要と分かったりすることがあり、注意が必要です。業者間での激しい利用者獲得競争がトラブルの要因と考えられます。
- ◇プロバイダー契約などは、訪問販売や電話勧誘販売であつてもクーリングオフが適用されないため、いったん契約してしまうと解約は困難です。トラブルを防ぐため、事前に内容をよく確認して契約するかどうかの判断をしましょう。